

議案第69号

多可町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

多可町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

平成30年12月6日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

条例第 号

多可町職員の給与に関する条例（平成17年多可町条例第48号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「日に、」の次に「その者の同日前における直近の人事評価の結果及び」を加える。

第28条第1項中「対し、」の次に「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

多可町職員の給与に関する条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(昇給)</p> <p>第11条 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第28条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に、それぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第31条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(昇給)</p> <p>第11条 職員の昇給は、規則で定める日に、<u>その者の同日前における直近の人事評価の結果及び同日前1年間におけるその者の勤務成績</u>に応じて、行うものとする。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第28条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に、それぞれ在職する職員に対し、<u>その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績</u>に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第31条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2～5 (略)</p>